

首都圏中央連絡自動車道 つくば牛久舗装工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 15-4 28-9 使用骨材等について	産地と調達地域について、15-4 と28-9 の表における採取場所と調達地域等について違いが生じているが、どちらが優先されるかご教示ください。	特記仕様書15-4(1)の採取場所について、誤りがありました。なお、上記については交付図書を訂正いたします。
2	特記仕様書 18-2-1 交通規制の種別における交通監視委員及び交代要員について	P29 ④において、「固定規制における保守を行う交通監視員及び交通監視委員の休憩時間等の交代要員については、交通規制工に含むものとする。」となっているが、⑤においては「含まないものとする」となっており、矛盾が生じていると思われる。どちらが優先されるかご教示ください。	特記仕様書18-2-1(3)④について、正しくは「路肩規制・車線規制における保守を行う交通監視員の休憩時間等の交代要員については、交通規制工に含むものとする。」となります。なお、上記については交付図書を訂正いたします。
3	特記仕様書 20-3 建設副産物の活用について	建設副産物の種類にコンクリート塊が無く、再資源化する施設が表記されていないが、工種内に構造物を取壊すものが含まれること、仮設プラント撤去の際に基礎コンクリートの取壊しが発生する事より、殻処分に係る運搬費、処分費算定のためコンクリート殻の再資源化を行う施設についてはどこの施設を設定されているかご教示ください。	構造物等取壊し工及び撤去工については、05-11_契約参考図書(率計上項目図面)に示す率計上項目となるため、監督員と別途協議するものとお考えください。 また、割掛対象表参考内訳書に示す内容は、設計図書に明示した条件により発注者が必要と考えた付属的な仮設物等の間接的な工事の数量内訳等であり、発注者が指定仮設物として指定したものの以外は、受注者の責任において必要なものを定め施工していただくこととなります。したがって、本件ご質問につきましては、貴社の施工計画に基づきお考えください。